

史跡名勝天然記念物 現状変更許可申請に関する事務手続きの基本的な流れ

はじめに

史跡名勝天然記念物は、「国指定」、「県指定」、「市町村指定」の3つに大別されます。このうち、天然記念物は植物群落のように「地域を指定」しているものと、動植物種のように「地域を定めずに「種」を指定しているものがあります。これらの史跡名勝天然記念物の現状を変更するには、事前に許可申請を行う必要があります。動植物種の場合、殺傷や捕獲等はもちろんのこと、手で触れることも「現状変更」であると一般的には解釈されており、許可を要する行為となります※。

※ 非常災害のための必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微である場合等の例外規定があります。

【根拠法令等】

国指定：文化財保護法第 125 条 / 県指定：沖縄県文化財保護条例第 36 条

名護市指定：名護市文化財保護条例第 12 条

① 事前相談



- ・開発行為や捕獲を伴う調査等を行う場合、当該地域に天然記念物が存在するかどうかを市教育委員会文化課に相談・確認
- ・天然記念物が存在する、または存在する可能性が高い場合は、現状変更等の内容、申請書類の記載方法、事業着手までのスケジュールなどを確認

② 事前協議



- ・現状変更等の行為の内容について、県指定の場合、市文化課と県教育委員会で事前協議。国指定の場合は、必要に応じて市文化課と県教育委員会、県教育委員会と文化庁で事前協議。
- ・事業内容により天然記念物への影響が大きい場合は計画の変更を要することがあるので、申請者は開発行為等に先だって協議することが重要

③ 許可申請



- ・事前協議に基づいて、市教育委員会文化課に許可申請書を提出 ※ 国指定は 3 部、県指定は 2 部提出
- ・申請者と史跡名勝天然記念物の所有者・管理者が異なる場合、その同意が必要
- ・県指定の場合、市→県教育委員会へ進達。国指定の場合は、市→県→国（文化庁）へ進達

④ 許可等



- ・指定の種別により、市、県、国で内容が審査され、許可の可否が決定
- ・県指定の場合、県→市を経由して許可書が申請者に伝達される。国指定の場合は、国→県→市を経由

※ 申請から許可まで県指定で約 1 か月、国指定で約 2 か月を要する。特に国指定の場合、審査する国の文化財分科会（通常月 1 回開催）が 8 月、12 月は開催されないため、夏季と冬季の申請には時間を要する

⑤ 現状変更等の行為の着手



- ・許可に条件が付されている場合には、その内容・事項を確認した上で現状変更等の行為に着手
- ・期間等の変更を含む申請内容の変更が生じる場合は、再度、現状変更の内容変更に関する申請が必要

⑥ 終了報告

- ・現状変更等を行った場合は、市教育委員会文化課に写真等を添付した終了報告書を提出する